

第 85 回日本電気技術規格委員会 議事要録

1. 開催日時：平成 28 年 3 月 10 日（木）13:30～18:30

2. 開催場所：日本電気協会 C, D 会議室

3. 出席者：(敬称略)

【委員長】 日高（東京大学）

【委員長代理】 横山（東京大学）

【委員】 金子（東京大学）

栗原（電力中央研究所）

國生（中央大学）

野本（東京大学）

望月（大阪大学）

吉川（京都大学）

今井（神奈川県消費者の会連絡会）

大河内（主婦連合会）

岩本（日本電機工業会）

押部（発電設備技術検査協会）

高坂（日本電線工業会）

酒井（電気学会）

手島（電気事業連合会）

井上（土井委員代理：関西電力）

中尾（西村委員代理：日本電設工業協会）

中沢（船橋委員代理：火力原子力発電技術協会）

本多（電気設備学会）

松浦（中部電力）

石原（松尾委員代理：電気保安協会全国連絡会）

大野（山口委員代理：東京電力）

【委任状提出】 横倉（武蔵大学）

高島（電力土木技術協会）

【顧問】 関根（東京大学）

【参加】 後藤，古郡，望月，飯沼，青木（経済産業省 電力安全課）

竹野（日本電気技術者協会）

【説明者】 系統連系専門部会；山田（中部電力），小林（電力中央研究所），
境，曾我（日本電気協会）

水力専門部会；高橋（東京電力），古川，内村（日本電気協会）

情報専門部会；竹原（電気事業連合会），森嶋（日本電気協会）

需要設備専門部会；中桐（東京電力），岡野，内村（日本電気協会）

【委員会幹事】 吉岡（日本電気協会）

【事務局】 荒川，沖，国則，齊藤（日本電気協会）

4. 配付資料：

- 資料 No. 1 第 84 回日本電気技術規格委員会 議事要録（案）
- 資料 No. 2-1 「系統連系規程 JEAC9701-2012（JESC E0019（2012）」改定（案）の審議，承認のお願いについて
- 資料 No. 2-2 系統連系専門部会：「系統連系規程」の改定について 技術会議及び外部へ意見を聞いた結果等
- 資料 No. 3-1 JESC 規格「水力発電設備の樹脂管（一般市販管）技術規程」の改定案の承認のお願いについて
- 資料 No. 3-2 水力専門部会；「水力発電設備の樹脂管（一般市販管）技術規程」の改定について 技術会議及び外部へ意見を聞いた結果等
- 資料 No. 4-1 スマートメーターシステムセキュリティガイドライン（案）の承認のお願いについて
- 資料 No. 4-2 情報専門部会；「スマートメーターシステムセキュリティガイドライン」の制定について 技術会議及び外部へ意見を聞いた結果等
- 資料 No. 5-1 「感震ブレーカーの内線規程への位置づけについて」の依頼に基づく民間自主規格改定案の承認のお願いについて
- 資料 No. 5-2 需要設備専門部会；「内線規程」の一部改定について 技術会議及び外部へ意見を聞いた結果等
- 資料 No. 6 電気新聞及びホームページ 公告文
- 資料 No. 7 電気設備に係わる IEC 委員会の活動状況
- 資料 No. 8 2016 年日本電気技術規格功績賞の選考結果について
- 資料 No. 9 平成 26, 27 年度における国への要請案件及び国で検討中の要請案件の状況一覧
- 資料 No. 10 第 84 回 JESC での委員長確認事項について
- 資料 No. 11 日本電気技術規格委員会 委員名簿（平成 28 年 3 月 10 日現在）

5. 議事要旨：

5-1. 出席委員の確認 （報告案件）

委員会幹事より，全委員数 24 名に対し委任状，代理者を含めて全員出席で，規約第 7 条による全委員数の 2/3 以上の出席という定足数を満たしていることが報告され，委員会の成立が確認された。

5-2. オブザーバ参加者の確認 （報告案件）

委員会幹事より，経済産業省電力安全課の後藤課長，古郡課長補佐，望月課長補佐，飯沼係長，青木係長，及び竹野オブザーバがオブザーバ参加していること

が報告され、続いて後藤課長より挨拶があった。

挨拶の概略は、以下のとおり。

「4月からは小売りの自由化も開始となり電力システム改革も大詰めであるが、電力安全小委員会では太陽光や風力発電設備の規制に関する審議なども行っている所である。本日は、昨年5月の第81回JESCでお願いした、感震ブレーカーの内線規程への位置付けについての審議が行われ、また、昨年6月の情報専門部会で国の規制体系に取り込む方針をお伝えした、サイバーセキュリティに関する民間ガイドラインのうち、本日はスマートメーター、次回5月には電力制御システムについての審議が行われるとのことで感謝を申し上げたい。」

5-3. 第84回委員会議事要録案の確認 (審議案件)

事前送付済みの資料 No.1 第84回委員会議事要録案について、本席上で最終的な確認が行われ、特にコメント等はなく本件は承認された。

5-4. 「系統連系規程」(JESC E0019 (2012)) の改定について (系統連系専門部会) (評価案件)

資料No.2-1, 2-2に基づき、「系統連系規程」の改定について、事務局より概要説明があり、引き続き系統連系専門部会より詳細内容の説明が行われた。審議の結果、現在経済産業省でパブリックコメントを実施している、電技解釈及び電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドラインの改正内容を、今回の系統連系規程の全面改定に反映することも含め、本件は承認された。

以下に主な議事を示す。

(質問 Q, 回答 A, コメント C)

【供給電圧 110V 超過時の電圧上昇対策の根拠の追加】

C1: 経緯としては、省令で電圧を 110V と定めているため、電気用品の別表第八で規定が決められているものである。本文を修正いただくまでのものではないが、機器が小型化され絶縁間隔が小さくなっているため、電圧が上がると機器に影響する、というような説明でもよかったと思う。

【ガスエンジン (2kW 以上) に対する FRT 要件の規定の追加】

Q1: 今回 2kW 以上のガスエンジンに対する FRT 要件が検討されているが、他の発電機の FRT 要件についての検討は行われているか？

A1: 資料 No. 2-1 の P-42 にあるとおり、FRT 要件の整備を進めてきており、残されているのは小型 (20kW 未満) の風力と今回説明した 2kW 以上のガスエンジンだけで、これらの検討が済めば今後普及が見込まれる分散電源についての整備はひとまず完了と考えている。

5-5. 「水力発電設備の樹脂管（一般市販管）技術規程」（JESC H0002(2010)）の改定について（水力専門部会）（評価案件）

資料No.3-1, 3-2 に基づき、「水力発電設備の樹脂管（一般市販管）技術規程」の改定について、事務局より概要説明があり、引き続き水力専門部会より詳細内容の説明が行われた。審議の結果、以下に示す議事を踏まえ、内容の一部修正を水力専門部会で検討し委員長が確認すること、次回委員会でその内容を報告することを前提条件として本件は承認された。

以下に主な議事を示す。

（質問 Q, 回答 A, コメント C）

Q1：資料 No. 3-1 の P-42 にレベル 2 地震動を考慮してという記載があるが、一般の人は揺れの強さや加速度などだけに限定して考えてしまう可能性があるため、むしろ管路で一番重要なのは地盤の変状や変位であるというニュアンスを追加した方がよいと考える。

A1：コメントのとおり、揺れの大きさよりもずれによる損傷が重要と考えており、より分かりやすくするよう反映する方向で検討したい。

Q2：今のような内容は、経済産業省の耐震性照査マニュアルに書かれているのか？

A2：変位や応力を照査するために、どういう地震動を設定してどうやって変位や応力を求めるかという方法論として書かれており、最終的には部材などが持つ強度に対して安全率を考慮して安全かどうかを確認することが記載されている。

C1：地震動と必ずしも関係しない断層のような変位もあるので、地震動に限定せず変位という言葉を入れるのがよい。

Q3：資料 No. 3-1 の P-17 の 4 項に、農水ポリエチレン管協会規格及び高耐圧ポリエチレン管協会規格が参考になると記載されているが、具体的な規格番号があれば追記した方がよい。

A3：農水ポリエチレン管協会規格は規格番号がないようだが、高耐圧ポリエチレン管協会規格については規格番号を調べて追記したい。

5-6. 「スマートメーターシステムセキュリティガイドライン」の制定について（情報専門部会）（評価案件）

資料No.4-1, 4-2 に基づき、「スマートメーターシステムセキュリティガイドライン」の制定について、事務局より概要説明があり、引き続き情報専門部会より詳細内容の説明が行われた。審議の結果、以下に示す議事を踏まえ、内容の一部修正を情報専門部会で検討し委員長が確認すること、次回委員会でその内容を報告することを前提条件として本件は承認された。

以下に主な議事を示す。

（質問 Q, 回答 A, コメント C）

- Q1：システムの信頼性は別途確認されるもので、その信頼性が構築されている上で本ガイドラインがあるという認識でよいか？
- A1：よい。システムの機能要件としての信頼性は別途評価されており、本ガイドラインは、システムの機能要件以外のセキュリティの要件についての要求事項をまとめたものである。
- Q2：第 1-2 条「適用範囲」の解説には、システム及びそれに携わる者に適用するとあるが、規定中にはシステムに適用するとは書かれていない。規定も解説と同様の記載にした方がよいのではないか？
- A2：規定では、システムの中に人に関する内容も包含して記載していたものだが、コメントを踏まえて規定の記載の見直しを検討したい。
- Q3：第 3-2 条「実施状況の報告」、第 10-3 条「セキュリティ事故の報告と情報共有」に報告に関する記載があるが、誰がどこに対して報告を行うのか？
- A3：基本的には、第 2 章「組織」第 2-1 条「体制」にあるように、システムのセキュリティ管理責任組織が実際の実務を行うので、その管理責任組織がまずは経営層に報告し、事故があった場合等は、他の電気事業者や政府官庁等に必要な事項を報告することになる。
- Q4：組織が組織内部に報告することは当たり前と思われ、例えばホームページなどのツールにより一般の方に報告することについても考えた方がよいと思う。
- A4：組織の中で閉じているものではなく、ホームページや広報を通じてのプレスなども考えられるので、それらが反映されているか確認し、必要あれば解説の中などに追加することを検討したい。
- Q5：第 10-2 条「セキュリティ事故の対応」の解説の 2. が、「セキュリティ事故を未然に防ぐことができない可能性がある。また、損害の増大を防ぐことができない可能性がある。」で終わっているが、サイバー攻撃では、それまで想定できなかった攻撃が行われるものと思われ、その場合の責任はどこで誰がどのように取ることになるのか？
- A5：本ガイドラインは、セキュリティの要求事項をまとめたものであり、ご指摘の内容についてふれてはいないが、ごもっともなご意見と思う。例えば、ある地域で自動検針ができなくなった場合、少し遅れて検針員が現場で検針すれば顧客への直接の被害は起きないが、事業者のコストは発生する。また仮に、不正に開閉器が操作され顧客に迷惑がかかった場合には、運営する事業者が対応することになる。これらの場合の責任の所在は、ケースバイケースで事象を判断していかなければならないものとする。
- Q6：例えば、スマートメーターで収集される 30 分毎の計量値のデータに消費者がアクセスした際にウィルスが入っていて、データが壊れることや個人のデータが外部に流出することも考えられるが、その場合の対応はどのようなになるのか？

- A6: 第1-2-1 図の MDMS に蓄積された検針値データが小売り事業者に提供され、小売り事業者からそれぞれの回線を通じて見える化サービスとして顧客に提供されることが考えられるが、システムが異なるため、スマートメーターシステムの通信系上のウィルス等によりそのサービスができなくなることはない。また、新電力との契約に変更した場合には、一般送配電会社は中立的な立場で運営していくため、MDMS の横のその他連携先に位置づけられる新電力に、IT 技術を使って 30 分値を提供することになる。その場合でも、データを不正に取得されないようブロックしており、またこの中のデータは需要家特性をほぼ含まず、基本的には検針値、計量値のみであり、万一の場合でも顧客が不利益を被ることはないものとする。
- Q7 : MDMS からの先のシステムについてのセキュリティガイドラインはあるのか？
- A7 : MDMS から先は、様々な事業者が新電力として参入しており、各社がそれぞれの規定を定めて社内システムのセキュリティを行うものとする。なお、本ガイドラインの対象は、第 1-2-1 図に示すスマートメーターシステムの範囲で、送配電事業者と小売り事業者間のデータについては本ガイドラインの適用範囲外であるが、利用規約の中で定めるセキュリティの手当てを施すことを前提として、データを提供するものである。
- Q8 : スマートメーターそのもののガイドラインもあり、技術進歩があるとその内容も変更されるのか？
- A8-1 : スマートメーターの計量的な機能仕様は各社統一されており、別の文書で規定されている。
- A8-2 : その他の連絡先の部分は、統一的なガイドラインのようなものはない。我が国で、このスマートメーターシステムのガイドラインのように体系化したセキュリティのガイドラインは、この分野がおそらく初めてで先行的なものだと思われ、政府でも注目されている。政府の中でセキュリティ関係を統括しているのは内閣官房であるが、電力関連のガイドラインと歩調を合わせて他の産業分野でも同様な対策を進めている所である。
- Q9 : 消費者としては契約をどうするか悩んでいる所であり、例えば環境に配慮した所を選択しようとしても、小売り事業者が送配電事業者とどのような契約を結んでいるかの情報管理があいまいだと判断に困る。
- A9 : このような統一的なガイドラインはないが、各社でこのような取り組みを進めているはずであり、心配されることはないと思う。
- Q10 : 既存の電力会社と新規参入の会社がセキュリティのことを考えてこういった契約を結んでいるということが、どこかで公言されていればよいと考えるが？
- A10 : 10 社の送配電事業者のセキュリティに関する標準の利用規約があり、各社その内容を踏まえて新電力と契約を行っている。

Q11：下回ることはない標準のレベルがあるとのことだが，新規参入の多いような所は標準よりももっと厳しい所でやっていただかないとまずいのではないか？

A11-1：いろいろなことを考慮して標準ができており，低いレベルではなく少なくとも問題にならないレベルに設定されているものと思う。

A11-2：回答する立場では無いが，一般送配電事業者は，小売電気事業者と託送契約を結ぶ際に，システム利用に関して，小売事業者が行うべき組織的，人的，物理的，技術的な面での安全管理方針を明記した利用規約を了承していただいている。

C1：現在の実情だが，このガイドラインの検討に各電力も参加し，検討内容に従った指針や内規，細則類を社内ですでに整備して運用に入っている。4月1日から実際に全面自由化が始まるということで，スマートメーターも現場に入ってきている。設備の制御を行う給電制御所や中給などへの影響がないよう，我々としてもどのようなバリアを設ければセキュリティが保てるかということに関心事であり，専門家の意見を聞き改善を行って進めている所である。

Q12：国は本ガイドラインを電気事業法の保安規制に組み込み，実効性を担保する予定とのことだが，具体的な規制の方法やスケジュールはどのように考えているか？

A12：あらためて，本ガイドラインの策定について感謝する。これまでも色々な審議会等で，ガイドラインが策定された時点で規制に取り込むことを報告してきており，重要なガイドラインと考えているので，今回は要請案件ではないが，通常の JESC からの改正要請と同等に扱い，規制に活用させていただきたいと考えている。今年は伊勢志摩サミットが，また今後東京オリンピックもあり，世界中から日本が注目されているが，サイバーセキュリティの問題は，国内よりむしろ海外からの問題の方が大きいと考えており，大きなイベントがあると活動も活発になるので，電力の部署のみならず官邸など政府の高いレベルからも相当の関心と期待が電力分野に寄せられている。今回はスマートメーターシステムだが，次回は電力制御システム関連のガイドラインが策定される予定であり，ふたつのガイドラインを合わせて，政府のみならず他の業界のセキュリティ関係者にも注目されている。これらがモデルとなり，他の業界でもガイドラインが策定されるのではないかと考えている。これらのガイドラインを実効性のあるものにするためには，行政としても活用して規制化していくことが重要と考えており，今後のスケジュールとしては，5月に電力制御システムが承認され発行された後その内容を見た上で，早急に規制についてのパブリックコメント等も行い，技術基準や保安規定に関する省令等の法令改正の作業を進めて行くことを考えている。事業者においても，ガイドラインに沿ってしっ

かり取り組んでいただきたい。スマートメーターシステムは電力10社が対象だが、電力制御システムの方は10社に限らず5～600社程度存在する発電事業者も対象となる。それらの発電事業者はJESCの会員団体以外の方が圧倒的に多いこともあり、ガイドラインができた後、公開できる部分については公開することや周知の仕方も検討していただきたい。

C2: 以前にもコメントしたとおり、このセキュリティ対策が成功するためには、新規参入者も含めて対応することが必要と考えており、電力安全課から前向きに発言いただいたことに感謝したい。電気事業者では、さきほど説明のあったような対応を全社で取り組んでいるので、新規参入者への水平展開をよろしく願いたい。

C3: 今後はJESCがキーになり、国、日本電気協会と、電気事業者、発電事業者、小売り事業者の集まる各種団体等を結びつける活動を行い、できあがったセキュリティに関するガイドラインを皆で徹底して行くことが重要である。また、委員から一般の消費者の方にも、こういったJESCの活動を周知いただきたい。

5-7. 「内線規程」(JESC E0005(2011))の一部改定について(需要設備専門部会) (評価案件)

資料No.5-1, 5-2に基づき、「内線規程」の一部改定について、事務局より概要説明があり、引き続き需要設備専門部会より詳細内容の説明が行われた。審議の結果、以下に示す議事を踏まえ、内容の一部修正を需要設備専門部会で検討し委員長が確認すること、次回委員会でその内容を報告することを前提条件として本件は承認された。

以下に主な議事を示す。

(質問Q, 回答A, コメントC)

Q1: 感震遮断機能付住宅用分電盤について規定されているが、住宅に感震遮断機能付分電盤をつけることを求めているのか?

A1: ガイドライン等では特に住宅に限定しておらず、その地域にある建物が対象となる。これを踏まえ、1項の〔注〕にあるとおり、住宅の他に住宅用分電盤を施設する店舗、事務所なども含めて対象としている。

Q2: 資料5-1 P-55の経済産業省が作成した留意点の資料に生命維持装置のことが触れられていて、製品によっては回線ごとの遮断の有無を選択できる機能があるタイプもあると記載されているが、内線規程にはどのように反映されているのか?

A2-1: 分電盤タイプではすべての電気が遮断されてしまうので、分電盤タイプの施設だけを勧告的事項とはせず、コンセントタイプの施設についても認めている。コンセントタイプでは電気火災に影響する消費機器だけを停める対策が可能であり、使用者にどのタイプを選ぶか判断いただくことで対

応している。

A2-2：4項の〔注3〕にあるとおり、それぞれのタイプの特徴や留意事項を資料1-3-22に示して、設計者、住宅メーカー、工事者は、使用者がこれらの特徴や留意事項を十分に認識するよう努めるとしており、同資料ではコンセントタイプは遮断するコンセントを選択できることなど、国のガイドラインの内容をできる限り入れ込んでいる。

C1：ユーザーサイドに知らせない限りは、解決しないものと思う。集合住宅に感震遮断機能付分電盤が付けられる可能性もある。このコンセントは地震があったら切れるということを知って使っていればよいが、システム上切れてしまい生命維持に関わるようなことを当人が知らなくなれば問題だと思う。特に生命維持に関わる医療機器に関する留意点などについて使用者にきちっと知らせるように、もう少し丁寧に記載すべきと考える。

C2：本件については、コメントを踏まえて、記載の修正をお願いしたい。

Q3：規定の3項で、1項、2項の代わりに、感震遮断機能付コンセント（埋込型）を施設することでもよいとしているが、電気工事を伴わないタイプでは代わりにはならないということか？代わりになるのであれば、3項にその旨も書かないと読めないのではないか？

A3：国のガイドラインでは、電気工事を伴うもの、伴わないものいずれも普及させていくという方針であるため、まえがきでそもそも内線規程は電気工事を伴うものについて規定していることと、使用者が電気工事を伴わないものを選択することを妨げるものではないことを記載しているおり、規定への追加の記載は不要と考える。

C4：国の方針どおりに電気工事を伴わない簡易タイプを認めるのではなく、内線規程として分電盤タイプしか認めないとするとも考えられるのではないか。

Q4：本来感震遮断装置を付ける建物自身の構造的な関わりが非常に大きいですが、密集市街地に耐震・免震建築を施しても勧告のレベルは変わらないなど、大まかな所もあるガイドラインだと思う。国の方針どおり簡易タイプを認めるか否かというような細部に入るのであれば、もう少し全体で考えるべきこともあったのではないかと申し上げたかった。ただしいずれにしても、建物構造の内容であれば、内線規程ではなく国で議論すべきことだと考えるが。ところで、勧告とは義務ではなく、使用者の判断によるということでしょうか？

A4：法令にはなっておらず、勧告は必ずしなければならないという要求事項ではない。

C5：電気工事を伴わない簡易的なものも同列に扱ってよいという、国の方針どおりで行くことを理解いただければ、本件は原案どおりということになるが、それでよろしいか伺いたい。

- C6 : 内線規程が発行されると講習会で説明することになるが、同列に扱った場合に、まえがきで認めるよう記載していても規定に記載しないと、1項、2項に代わる3項はコンセンツの埋め込み型だけで、それ以外のタイプは認められないように読めると思う。
- C7 : 元々どのタイプでもよいという国の方針があつて、内線規程ではその中で電気工事を伴うものについての規定をしており、そのことをまえがきにも書いてあるので、前提となる国の方針も含めて説明すれば理解いただけるのではないか。
- C8 : どのタイプでもよいのであれば、やはり規定の3項にも書くべきではないか。
- C9 : 専門部会としては、今の部分はまえがきの所でしっかりと前提として説明しているものという認識である。
- Q5 : 内線規程への取り込みを依頼した国は、まえがきの記載のみでよいか、規定に追加の記載が必要かについてどう考えるか？
- A5 : 内線規程としてどう書くべきかという文法論のような話しであるが、まえがきで謳っていればそこで十分に読めるため、後段の規定での追記はしなくてもよいと考える。
- C10 : まえがきはまえがきで規定ではないので、やはり規定に書いておかないと、どのタイプでもよいと読むのは難しいと思う。
- C11 : これまでのコメントを踏まえて、原案通りまえがきの記載のみでよいか、規定の追加の記載が必要か、委員の方々の判断を伺いたい。
(→挙手により委員の意見を聞いた結果、出席者の多数が原案通りを支持することを確認した。)
- C12 : 本件については、規定への追加の記載は不要とするが、こう言う意見があつたことについては、電力安全課としても承知いただきたい。
- Q6 : 複数箇所に、参照するホームページの URL アドレスが記載されているが、URL の記載だけでなく例えば内閣府のどここのページに掲載されているという説明を追記すると、利便性がよいのではないか？
- A6 : 委員会で検討した際に、最新の資料を見もらうために該当するホームページを紹介することにしたものだが、URL は当面変わる可能性がないがホームページの構成は場合によって変わる可能性があるとのことで、ページをたどる説明は含めず、URL のみの記載としたものである。

5-8. 電気設備に係わる IEC 委員会の状況説明について

(報告案件)

電気設備に関係が深い IEC 委員会の状況については、時間の関係により担当団体からの補足説明は省略し、各自資料 No.7 の内容を確認いただくこととした。

5-9. 2016年 JESC 功績賞について

(審議案件)

資料No.8に基づき、表彰選考委員会主査の横山委員長代理より、2016年 JESC 功績賞の選考結果の報告が行われた。その結果、提案通り、以下に示す3件、5名の受賞者が承認された。

引き続き JESC 功績賞の表彰式を行い、日高委員長から表彰状と記念品が授与された。

1. 東京電力 渡辺 氏
2. 電源開発 富井 氏
3. ①IHI 伊藤 氏
②東京電力 飯田 氏
③三菱日立パワーシステムズ 樺田 氏

5-10. 平成 26, 27 年度に国へ要請した案件のその後の状況について (報告案件)

資料 No. 9 に基づき、事務局より、以下の状況が報告された。

- ・平成 27 年 12 月 3 日の電技解釈改正で、平成 26 年度の JESC 規格の引用要請、平成 27 年度の第 72 条の改正要請が反映された。
- ・平成 28 年 2 月 25 日の火技解釈改正で、過去の第 10 章溶接部および第 72 条の改正要請、発電用火力規格基本規定(2012 年版、2015 年追補を含む)の活用要請すべてが反映された。なお、発電用火力規格基本規定の取り入れでは、どの番号を使用すれば良いのか混乱を生じさせるおそれがあるという理由で、JESC 番号は併記されず日本機械学会の規格番号のみが記載された。
- ・平成 28 年 3 月より、平成 26, 27 年度の引用要請、改正要請を含む電技解釈改正案について、経済産業省による意見募集が開始された。
- ・平成 28 年 3 月より、平成 21, 23, 24 年度の改正要請を含む系統連系ガイドライン改正案について、経済産業省による意見募集が開始された。

5-11. 第 84 回 JESC での委員長確認事項について

(報告案件)

資料 No. 10 に基づき、事務局より、第 84 回 JESC において委員長確認事項となった、「発電用火力設備規格基本規定」の一部改定及び国への活用要請のコメント対応が報告された。

6. その他

6-1. 委員会の開催日程

次回第 86 回の委員会は、5 月 30 日(月) 13:30 からの開催を予定していることが報告された。

—以 上—